

花巻市における低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

令和5年3月6日

建物区分（床面積A（m ² ））		適合証なし（円）	適合証あり（円）	
一戸建ての住宅、共同住宅等の全住戸部分	標準計算	～200m ²	35,000	5,000
		200 < A ≤ 400m ²	70,000	10,000
		400 < A ≤ 500m ²	97,000	16,000
	仕様基準	～200m ²	18,000	5,000
		200 < A ≤ 500m ²	19,000	5,000
共同住宅等における共用部分	標準計算	～300m ²	109,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	179,000	27,000
	仕様基準	～300m ²	33,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	57,000	20,000
非住宅建築物	標準入力法	～300m ²	239,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	297,000	17,000
共同住宅等の共用部分又は外皮 審査が不要な部分※1		～300m ²	109,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	138,000	17,000
非住宅建築物	モデル建物法	～300m ²	96,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	120,000	17,000
共同住宅等の共用部分又は外皮 審査が不要な部分※1		～300m ²	48,000	10,000
		300 < A ≤ 500m ²	63,000	17,000

※1 工場、畜舎、自動車書庫、自転車駐り場、倉庫等の用途に供する部分

- ・複数の区分に該当する場合はそれぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・手数料の適用は1棟毎になります。（複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。）
- ・申請1件で同一棟内複数住戸について申請する場合は、床面積の合計が適用となります。（個別の床面積に対して加算するものではありません。）
- ・法第54条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料
変更に係る部分の床面積の2分の1（増加する部分については当該増加する部分の床面積）とし、上記の表による面積区分による手数料とする。
- ・認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合（法第54条第2項関係）は確認申請相当手数料が加算されます。